

一般質問

平成 31 年第 1 回定例会（3 月）

8 人の議員が一般質問

幕別町の
ここが聞きたい!!



一般質問とは、本会議で議員が行う町政全般に関する質問で、事務の執行状況、町政の方針等について報告や説明を求めたり、政策提案をしたりすることをいいます。
幕別町議会では質問者 1 人につき答弁を含め 60 分の制限時間を設けています。
紙面の都合により、内容を要約してお知らせします。

ページ	質問議員	質問項目
8	中橋 友子 議員	① 教職員の働き方改革の取組について
9	谷口 和弥 議員	① 児童虐待を見過ごさない町づくりを ② 中学生の通学用服の経済的負担軽減施策の実施を
10	小田 新紀 議員	① 町の将来像を語り合えるコミュニティ・スクールを ② 体力・運動能力調査の全学年実施について
11	小島 智恵 議員	① 健全な財政運営を（A I、R P A などの取組み） ※A I（人工知能）、R P A（ロボティック・プロセス・オートメーション：ロボットによる業務自動化）
12	野原 恵子 議員	① 急がれる公共施設の改修計画を
13	荒 貴賀 議員	① 消費税増税による町財政への影響と町民負担の対応について
14	岡本眞利子 議員	① 運転免許証返納者への支援強化策について ② 家族介護者（ケアラー）支援について
15	板垣 良輔 議員	① 幕別町の外国人労働者の実態把握と支援の取組を

※この内容は、一般質問通告書に記載された質問項目です。

○第 1 回臨時会（5 月 10 日）

■賛否の分かれたもの

〔表示例○…賛成 ×…反対 欠…欠席 棄…棄権〕

※寺林俊幸議長は表決に加わらない。

種別	議員名 議件名	石川	小田	内山	藤谷	小島	若山	岡本	荒	酒井	野原	田口	谷口	芳滝	千葉	小川	藤原	東口	中橋	議決結果	議決日
		康弘	新紀	美穂子	謹至	智恵	和幸	眞利子	貴賀	はやみ	恵子	廣之	和弥	仁	幹雄	純文	孟	隆弘	友子		
議案	幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	原案可決	5/10



中橋 友子 議員
(日本共産党
幕別町議員団)



問題になった。国が

2016年に実施した実態調査では、中学校で57・7%、小学校で33・4%の教員が過労死ラインを超えて働いている。国もようやく「教職員の長時間勤務の早急な是正」のため緊急対策を提案し、その提案に基づき、道や町でも「学校における働き方改革アクション・プラン」を策定した。教職員の過重労働の改善は、本人の健康管理上はもちろん、ゆとりのある行き届いた教育を子供たちに保障する上でも極めて重要である。

プラン達成の力ぎは、教職員の定数増、学校業務の負担軽減の具体化、30人以下学級の実現が欠かせない。これらの課題にどう取り組むのか、次の点を伺う。

- (1) 幕別町アクション・プランの進捗状況は。
- (2) 教職員1人当たりの勤務時間の実態は。
- (3) 非正規職員の人数と割合は。
- (4) 持ち時間の上限を定め定数増を。

問 教職員の定数増や30人以下学級を実現することと過重労働の見直しを
答 教育委員会連絡協議会など通し、北海道への要望と国への働きかけを訴える

- (5) 学校業務の削減を。
- (6) 時間外勤務手当や休日勤務手当の支給を国に求めることは。
- (7) 国に30人以下学級の実現を求めることは。

【教育長】(1) 部活動休業日では、毎週1日以上以上の定期的な休業日の設定、月1日以上以上の休業日を土・日または祝日に設定し、全ての学校で設定どおりに実施される見込み。(2) 定時退勤日では、各学校で月2回以上となるよう設定され、勤務時間を意識した働き方が広まりつつある。(3) 学校閉庁日では、夏季休業期間内で3日間、年末年始の休日6日間が全校で実施され、年間9日以上となった。(4) 変形労働時間制では、修学旅行等の引率業務など、対象11業務に従事する場合、当該業務を行う週を含む4週の期間を平均し、1週間当たりの勤務時間が38時間45分となるよう、勤務時間の割振りを弾力的に行うもので、全ての小中学校で活用されている。(5) 勤務時間が

週60時間を超える教員をゼロとする目標では、その達成に向け勤怠管理方法を検討しており、道で試行しているシステムの検討結果や他市町村の取組事例を参考に、校長会や教頭会等、関係者と十分に協議をしながら方策を考えていく。(2) 北海道教育委員会が平成28年度に実施した調査では、1週間当たりの勤務時間が60時間を超える者の割合が、小学校23・4%、中学校46・9%であった。本町もこの調査結果と同様の傾向にあるものと認識している。

(3) 非正規職員の人数と割合は下表のとおり。

(4) 児童生徒数や学級数など、道が定める「小中学校及び中学校の県費負担教職員定数配置基

【町内小中学校の正規・非正規職員の状況】

平成30年 5月1日現在	正規 職員	非正規職員		合計	非正規 職員割合 (%)
		道費職員	町費職員		
小学校	153人	9人	42人	204人	25.0
中学校	97人	9人	10人	116人	16.4
合計	250人	18人	52人	320人	21.9

準」により、各小中学校に教職員が配置され、その中で、学習指導要領に定められている各教科の授業時数に基づき授業を実施している。教員が児童生徒と向き合う時間を確保し、学校における教育活動をより充実させるためにも、国の新たな教職員定数の改善を求めるなど、引き続き、十勝管内教育委員会連絡協議会など、関係機関を通して道に要望するとともに国へ働きかけていきたい。

(5) 町独自の施策として、小中学校への特別支援教育支援員等の配置、学校体育授業支援事業を実施するなど、学校業務の削減や教職員の負担軽減につながる取組を継続的に実施している。今後も学校現場の実態を把握しながら、学校業務の削減に努める。

(6) 中央教育審議会の答申では、教師の勤務時間制度改革として、「給特法の今後の在り方」や「1年単位の変形労働時間制の導入」などが検討項目として盛り込まれた。今後も、国の動向を注視したい。

(7) 国が教育予算を拡充し、教職員定数の充実も含めた教育条件の整備を進めていくことが、子供たちの豊かな学びにもつながる。関係機関を通して、引き続き道に要望するとともに国への働きかけを訴えたい。



谷口 和弥 議員
(拓政会)



連日のように全国各地で児童虐待事件の報道がされている。家庭の中で、力の強い者から弱い者へと暴力が加えられる現状を見過ごすことはできない。

幕別町では「幕別町子ども・子育て支援事業計画」（平成27～31年度）において、「児童虐待防止対策の充実」を掲げ、虐待防止に取り組んでいる。については以下の点を伺う。

(1)虐待防止に向けた取組状況は。
(2)町内の「児童虐待件数」、「児童虐待相談」の「経路別相談対応件数」、「内容別件数」、「主たる虐待者別件数」、「年齢構成別件数」、「処理種別内訳」は。
(3)町民に向けて「児童虐待対応マニュアル」を作成する考えは。

町長 (1)本年度の新たな普及啓発事業の取組として、図書館での子どもの権利に関連する絵本や書籍コーナーの設置、常設保育所の保護者への児童虐待に関するパンフレットやシール配布を行った。

問 児童虐待を見過ごさない町づくりを

答 保護者自身が児童虐待に対する認識をさらに深めることが重要と考えている

平成31年度は、児童相談所等関係機関と連携し、児童虐待の予防・防止、児童虐待を受けた児童の保護、自立支援に努めるとともに、32年度からの「第2期幕別町子ども・子育て支援事業計画」に向けて、新たな事業の検討に取り組む。

(2)平成29年度の帯広児童相談所における本町の相談受理件数は35件、このうち虐待と認定された「児童虐待相談」は19件。「経路別相談対応件数」は、警察署からの通告9件、町からの通告3件、家族から、近隣知人から、学校からの通告がそれぞれ1件、その他児童相談所等の機関からの通告4件。「内容別件数」は、心理的虐待13件、身体的虐待6件。「主たる虐待者別件数」は、実父からの虐待9件、実父以外の父から6件、実母から3件、その他の同居親族1件。「年齢構成別件数」は、0～3歳未満4件、3歳～学齢前8件、小学生5件、中学生1件、高校生その他1件。「処理種別内訳」は、児童相談所による面接指導17件、里親

問 中学生の通学用品の経済的負担軽減施策の実施を

答 保護者負担が軽減できるよう各学校での取組を促していく

への子供の委託1件、その他1件であった。
(3)家庭は子供にとって一番安心できる場所であり、保護者は子供を守る一番の存在。保護者自身が児童虐待に対する理解と認識をさらに深めることが大変重要と考えている。児童虐待に関する研修会の開催について検討したい。



平成30年3月、文部科学省の通知において、「通学用品等の学用品等の購入について、保護者等の経済的負担が過重なものとならないように」、「教育委員会は、保護者等ができる限り安価で良質な学用品等を購入できるように、所管の学校における取組を促すこと」など、学校および教育委員会の役割を明らかにした。町内中学校5校において、これまでの経済的負担軽減施策と今後の

保護者負担 中学校別一覧表 (H30年度)

※平成31年度 予算審査特別委員会資料より (一部抜粋)

1人当たり(円)	補助教材	修学旅行	指定ジャージ	制 服	
				中学1年(男)	中学1年(女)
学校・学年	各学年	中学3年	中学1年		
幕別中学校	9,246	33,811 (67,622)	12,160	38,988～ 41,688	45,468～ 49,248
糠内中学校	10,515	33,960 (67,920)	16,000	23,810～ 49,390	44,240～ 46,670
札内中学校	13,967	36,500 (71,500)	12,300	23,810～ 49,390	44,240～ 46,670
札内東中学校	9,500	34,990 (69,980)	15,660	41,472～ 47,196	47,844～ 51,624
忠類中学校	9,348	34,890 (69,780)	0	23,810～ 49,390	44,240～ 46,670

※修学旅行()内は、修学旅行費支援事業支給前金額

取組を伺う。また、通学用品の選定や見直しの考えを伺う。
教育長 町内中学校で使用されている制服の購入価格の平均は約3万8千円、このうち2校は独自デザインや色を指定、他の3校は標準学生服を採用している。児童生徒の就学が困難な家庭への就学援助のほか、平成29年度から中学生の修学旅行費用の一部補助を行っている。通学用品の選定や見直しは、各学校において総合的な判断の下で決定しており、できる限り保護者負担が軽減できるよう、各学校での取組を促していきたい。



小田 新紀 議員
(拓政会)



4月から「コミュニティ・スクール（CS）」が正式にスタートする。目指す姿の実現には、10年以上かかるともいわれ、

地域住民の皆さんがその理念を理解し、主体となって「熟議」を重ね、地域全体で丁寧につくり上げていくものであり、現在の町の体制で推進するのは容易ではない。

さらに、本町では小中一貫教育の推進を補完するものとしているが、小中一貫教育を導入する大きな目的や教育課題、「CS」でどのような町づくりを目指すのかという将来像が見えず、学校現場では戸惑いの声も聞かれる。「地域とともにある学校づくり」を目指す中で、学校現場の負担を減らし、いくべきものが、大きな負担増加を感じている状況となっている。以下の点について伺う。

(1)町全体として、各部署間の連携や人員配置、新たな部署の設置など、体制づくりに向けた考えは。

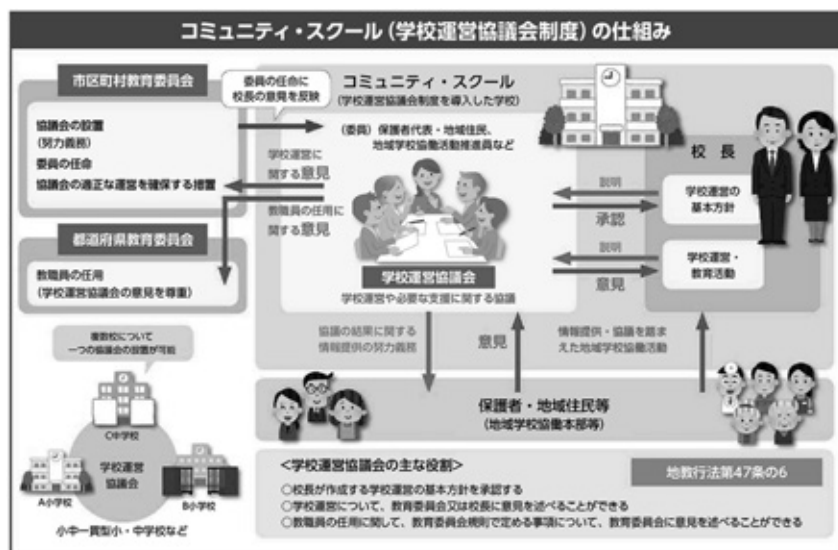
(2)学校職員、町民、子供たちによって主体的に進めるための方策は。

問 町の将来像を語り合える「コミュニティ・スクールの体制づくり」を

答 学校と地域の「熟議」において活動が活発化される中で、必要に応じて体制整備を図る

教育長 (1)小中学校間の児童生徒や教職員をつなぐ「縦」の取組を小中一貫教育として、学校と地域をつなぐ「横」の取組を「CS」として、この二つを一体的に推進すること、小中学校がネットワークをつくり、学校教育を充実させ、地域住民や保護者が学校を信頼し、課題を共有しながら学校を支援する活動が一層充実すると考えている。「CS」は、各中学校区ごとに学校運営協議会を設置し、学校の経営方針をはじめ、子供たちの現状と課題等の熟議を重ね、学校と地域の目標共有からスタートし、地域とともにある学校づくりを進め、2年後の本格実施に向けて取り組む。体制づくりでは、昨年から学校教育推進員を1名増員し、現行体制での各部署間の連携、学校へのサポートを実施する。各中学校区での熟議において、地域との関わり方や取組などが具現化され、活動が活発化される中で、必要に応じて体制整備を図りたい。

(2)今後、学校運営協議会の中で熟議を重ねた上で、さまざまな取組やアイデアをいただき、それぞれの中学校区ごとに見いだしていく。



文部科学省ホームページより

問 体力・運動能力調査の全学年実施の見直しは

答 現場の声を聴く機会を設けるなど課題解決に取り組む



「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」について、

国は小学5年生と中学2年生を調査対象としている。しかし、本町では小中学校全学年で、全種目を調査してきた。当初から、学校現場では、「全学年実施の意義」や「調査に要する時間の確保」に疑問の声が上がっていた。全学年実施の見直しや、学校裁量での判断といった発展的な検討を図るべきと考え、町の見解を伺う。

教育長 全学年で実施することにより、児童生徒の体力や運動能力の向上につながることに加え、運動習慣の定着や意識向上が図られることから、今後も継続したい。学校現場において、大規模校では、丁寧に時間をかけた指導が困難である場合や、実施種目によっては、ルールを理解することが難しいなどの課題があり、児童の体力・運動能力向上と体育授業のサポートを目的とした、学校体育支援事業を有効に活用するなど、課題の解決に向けて取り組む。



小島 智恵 議員
(政風クラブ)



本町では、第4次行政改革大綱（平成28年3月策定）に基づき行財政改革を進めている。平成31年度予算案では、基金繰入金が7億円を超えて計上され、大変厳しい財政状況にある。

人口減少、高齢化の進展など、変化する社会経済情勢に一層適切に対応し、将来にわたって持続可能な町政運営が求められていることから、以下の点を伺う。

(1) 4年間町政を担い、現在の財政状況について課題の認識は。

(2) 健全な財政運営に向けて。

① 具体的な取組は。② 受益者負担の公平の原則に立った、使用料・負担金の積算根拠や公共施設使用料減免基準の見直しは。③ 過去5年間の町職員時間外勤務手当の総額は。また、時間外勤務の縮減、業務効率化、住民サービス向上に向け、AI（人工知能）、RPA（ロボットによる業務自動化）、LINEを活用した24時間自動応答チャットボットサービスなど、民間導入が進む取組の調査研究と活用は。

問 町職員の時間外勤務の縮減、業務の効率化を進めるAI、RPAの調査研究と活用を
答 業務効率化を図る手法の一つとして、調査研究していく

町長

(1) 町の歳入の4割近くを占める普通交付税は、市町村合併に伴い算定されていた合併算定替において、平成30年度から一本算定による交付額となり、さらには、今後の人口減少に伴う税収の減少など、社会構造の変化による影響も見込まれ、いかに安定的に一般財源を確保していくかが課題である。さらに、歳出のうち国の法令や各種制度に基づく社会保障関連経費など、町の一般財源をもって負担する費用が年々増加傾向にあり、引き続き、国に対し地方財政に対する必要な財源措置を求めていく必要がある。地方を取り巻く財政運営、とりわけ一般財源の確保が厳しさを増す中、将来を見据え、町の発展を支える「未来」への投資が可能となるよう、健全な財政運営を心掛けていかなければならない。

(2) 公共施設の維持管理などサービス提供に要する費用、受益者負担算定の考え方など、町民の皆さんと情報を共有し、減免基準のあり方を含め、適正な管理費用と受益者負担の関係がどうあるべきか、幅広く検討していく場を持つことが重要と考えている。町財政の現状および地方財政を取り巻く環境が厳しさを増していくことが見込まれ、まさにその時期にきているものと認識している。

(3) 過去5年間の町職員の時間外勤務手当の支給額は、左表のとおり。時間外勤務の縮減は、ノー残業デーおよび夜10時以降の時間外勤務の事前協議制の導入、実施日における職員の周知の強化など、各所属長と連携を図りながら進めてきた。平成29年度

町職員の時間外勤務手当
支給額（過去5年間）（円）

年度	支給金額
H 25 年度	7,991 万 3,571 円
H 26 年度	9,734 万 3,638 円
H 27 年度	9,994 万 2,163 円
H 28 年度	1 億 529 万 1,900 円
H 29 年度	8,280 万 9,266 円

は、災害や選挙など特殊要因の違いはあるが、前年度比で21・4%の減となり、30年度上期と29年度上期との比較においても、総時間数で減少している。今後とも、職員の健康維持の観点からも、時間外の縮減に取り組んでいく。

人間の代わりに作業を行うAI（人工知能）、人間が行ってきた作業の一部を、専用のハード・ソフトウェアにより自動化するRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）は、民間事業者においてさまざまな分野で検討や検証、導入が進められ、一部自治体でも、職員の業務効率化に向けた検討や実証が行われている。AIを活用した先進事例では、チャットアプリ「LINE」により、子育てに関する問合せをAIが自動応答する子育て相談サービスや保育所入所の選考過程をモデル化し、AIがマッチングするものがある。RPAでは、紙ベースでの申請書をデータ化して読み込み、自動でシステムへの登録を行うなど、地方自治体において活用もしくは検討されている。本町においては、多様化するニーズに対応するため、業務の効率化を図る手法の一つとして、調査研究していきたい。



野原 恵子 議員
(日本共産党
幕別町議員団)



公共施設等総合管理計画は、必ずしも自治体に策定義務があるわけではない。しかし、国の要請どおりに策定しなければ、地方財政措置において不利となる可能性がある。

平成29年3月、町は「幕別町公共施設等総合管理計画」を策定した。計画では、公共施設の統廃合を進め、公共施設の数、床面積の10%削減、受益者負担などによる公費負担の削減にポイントが置かれている。公共施設は、施設の運営や更新という枠組みにとどまるだけではなく、何よりも公共サービスを提供する施設であり、採算を基準に配置するものではない。施設の統廃合は、社会的、経済的に大きな影響を伴う。

町として急がれる改修として、老朽化している障がい者の作業施設、アイヌ文化保存会などが利用されている施設、子供が急増し増築しても施設が整わない学校、町民プールなどの改修計画を明確にして進めるべきである。次の施設

問 急がれる公共施設の改修を

答 長期的視点に立った公共施設のあり方について、財政的な負担を含めて検討する

の改修計画について伺う。

- ① ひまわりの家、② 千住生活館、
③ 各小中学校、④ 各町民プール

町長 ① ひまわりの家は、旧白人中学校の校舎の一部を改修し、

平成18年以降は、制度改正などによる段階を経て、現在の社会福祉法人が就労継続支援B型事業、生活介護事業、相談支援事業など、障がい福祉サービス事業を行っている。同法人からは、当面、現施設を利用していくと聞いている。

② 千住生活館は、地域住民の生活上の相談、指導および保健衛生等の事業を総合的に実施し、生活文化の向上を図るため、昭和38年に建築し、現在は主に共同入浴事業、アイヌ文化保存会の活動場所として利用されている。国会において

審議中のアイヌ新法案では、地域や産業、観光振興に向けた取組を支える交付金制度の創設が予定されており、蝦夷文化考古館や近隣センター機能を含め、交付金の活用についての研究を進めたい。

③ 各小中学校は、昭和50年代に建築したものが多く、老朽化が進んでいる。広範囲に及ぶ外壁の損傷や配管の更新は、部分的な改修では機能の維持が困難で、抜本的な老朽化対策が必要である。現在、

文部科学省の支援ツールを活用し、学校の基本状況や整備状況等を入力するなど、計画策定に向けた準備を進めている。今後、平成31年度中に同省が定める評価基準に基づき劣化度調査を実施し、32年度を用途に、学校ごとの将来の維持・更新コストを算出して、長

寿命化計画を策定するとともに、個別の改修は、3か年実施計画に位置付け、順次計画的な整備を実施したい。

④ 町民プールは、昭和42年から平成5年にかけて6か所を建設、一部施設では老朽化が進み、必要に応じた補修を行い、施設の維持管理に努めている。札内東町民プールは建設後50年以上経過し、老朽化が著しく、札内地区の他の2か所のプールも30年近く経過し、今

後の改修や建て替えを検討しなければならぬ。将来の人口減少や児童数の減少、さらには今後の公共施設の適正配置などを総合的に考慮し、単独での建て替えの場合と札内地区に統合プールを設置することも含めて検討を進めてきた。しかしながら、札内東町民プール単独での建て替えは効率的ではなく、他の二つの町民プールは今後20年程度は使用可能であり、必要に応じた改修等により現施設の有効活用を図りつつ、札内地区のプールのあり方について、各学校やPTAなどと意見交換を行い、慎重に方向性を見いだしたい。今後は、これら公共施設も含め、各施設の現状や利用状況、住民ニーズを把握し、長期的視点に立った公共施設のあり方について、財政的な負担も含め、検討していく必要がある。



老朽化する千住生活館



荒 貴賀 議員
(日本共産党
幕別町議員団)



政府は、今年10月に消費税率を10%へ引き上げると表明した。2014年4月の消費税8%への増税時には、日本経済が想定以上に大きく落ち込み、今なお回復の兆しは見えていない。長引く消費の低迷などを理由に、増税は過去2度にわたり延期されてきた。8%への増税時は、8兆円の国民負担、10%への増税時は、5兆円もの負担が試算され、町民の暮らしを直撃することは避けられない。さらには、地方財政にとっても大きな影響が予想される。町民の生活を直撃する消費税の増税による町民負担や町財政への影響について、次の点を伺う。

(1) 町の歳入歳出への影響額は、

(2) 上下水道などの町の公共料金の引上げによる町民負担の影響額は、また、引上げを行わないよう町独自の手だてを講ずるべきでは、

(3) 町の指定管理料に消費税が上乘せされている、その想定額は、

(4) 景気悪化を招く消費税増税は、中止すべきだと国に求めることは、

問 消費税増税による町財政への影響と町民負担への対応は

答 上下水道使用料の引上げ予定はないが、町の各会計収支に少なからぬ影響が見込まれる

町長 (1) 歳出への影響は、需用費や役務費、委託料などの物件費、維持補修費、普通建設事業などの経費が消費税の課税対象となり増額となる。平成31年度当初予算では、10月からの増税分を見込んで計上した。影響額は、一般会計で2963万4千円、特別会計と水道会計の8会計で775万2千円、合計額は3738万6千円の増額となる。歳入への影響では、地方消費税率が現行の1・7%から2・2%に引き上げられ、31年度予算では、地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分が6千万円増額すると見込んでいる。地方交付税では、地方消費税交付金の増加分の全額が基準財政収入額に算入され、6千万円の減額が見込まれるものの、消費税増税に伴い、基準財政需要額における単位費用などの増額も考えられ、31年度の普通交付税は、地方財政計画に鑑み、前年度決定額に対して0・6%の増で計上している。

(2) 上下水道に関わる特別会計および企業会計では、消費税増税に伴う使用料の引上げを見込んでいないことから、町民負担の影響はない状況。使用料の消費税は内税方式で、消費税増税が実質収入の減額となる。一方で支出に必要な消費税は増額となり、各会計の収支に少なからぬ影響が見込まれる。町独自の手だてについては、本来、それぞれの事業収入をもってその経費を賄うことが基本であり、使用料である受益者負担と公費負担とのバランスを見ながら、適正に判断しなければならない。

(3) 指定管理による管理施設は、アルコ236、道の駅・忠類、百年記念ホール、忠類歯科診療所、平成31年度から開始予定の札内スポーツセンター、農業者トレーニングセンターの6施設。31年度の指定管理料における増税後の消費税想定額は、アルコ236と道の駅・忠類で30万円、百年記念ホールで67万3千円、忠類歯科診療所で12万4千円、それぞれ増となる見込み。また、札内スポーツセンター、農業者トレーニングセンターは、42万8千円の増となり、指定管理施設全体で152万5千円の増となる見込み。

(4) 全世代型社会保障の構築に向け、少子化対策や社会保障の安定財源を確保していくためのもので、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度を確立していくために、避けて通ることはできないと認識している。消費税増税に向けたさまざまな施策の議論がなされている現状において、増税を中止することは返って混乱をもたらし、現実的な対応とは思われない。安定した地方財政基盤の確立のためには、社会保障制度改革などによって生じる地方負担について、その財源を確実に措置するよう、町村会などを通じて国に対し強く働きかけたい。





岡本眞利子 議員
(政清会)



問 高齢社会が急速に進んでいる中、高齢者ドライバーによる死亡事故や交通事故が相次いでいる。買い物や通院など、車以外の公共交通機関が限られる地方では、運転免許証の返納をためらう方が多いのが現状である。今後は、運転免許証を返納しやすい環境づくりがより一層求められることから、以下の点を伺う。

(1) 本町での高齢者ドライバーによる事故件数、運転免許証の自主返納数は。

(2) 自主返納についての町の考えは。

(3) 自主返納者に対し、今後の支援策や優遇サービスを導入するなど

町長 (1)平成30年の交通事故発生件数は31件、そのうち65歳以上の高齢者ドライバーによる事故は15件で約48%を占めている。運転免許証の返納実績件数は、29年が81件、30年が98件となっている。

(2)免許証の有効期限内に自らの意思で返納手续をすることで、公的

問 運転免許証の自主返納者への支援策を強化する考えは

答 返納制度の周知、各種支援や優待サービス制度の研究など環境づくりに取り組む

な身分証明となる「運転経歴証明書」の申請交付を受け、全国各地でさまざまな優待サービス制度がある。返納後の生活スタイル等を家族で良く話し合い、判断をしていただきたい。運転に対する身体能力の正しい自覚、小さな異変に気付くことができる身近な家族の適正な判断が重要であり、高齢者が集まる機会や出前講座、広報紙などで、免許証の返納制度、認知機能低下の兆候を発見するチェックリストの周知に努める。

(3)自主返納される65歳以上の方を対象に、町では1年間利用できるコミバス運賃半額乗車券を発行している。民間バス事業者では路線バスの乗車運賃の半額割引、一部町内のタクシー事業者の料金の1割引などの優待サービスが行われている。今後は、コミバスの休日試験運行の利用実績やアンケート調査などから、より一層利用しやすい地域公共交通の構築とともに、各種支援や優待サービス制度の研究、さらには、運転免許試験

場での返納手続を身近な交番や駐在所等で行えるよう、関係機関への要請など、自主返納しやすい環境づくりに取り組む。

問 家族介護者（ケアラー）への支援を

答 介護者の負担軽減のため、関係機関と連携して取り組む



問 少子高齢化が進み、介護を必要とする人が増えている。家族・近親者、友人・知人など、無償で介護をする人を「ケアラー」と呼ぶ。家族の介護で自分のことが後回しになり、身体的、精神的に負担が大きく、将来に不安を抱えている。以下の点を伺う。

(1) ケアラーの実態把握は。

(2) ケアラーに対するアセスメントの実施は。

(3) 相談事例の共有はされているか。

(4) 今後の支援の方向性は。

町長 (1)地域包括支援センター職員による日々の訪問活動、さらには介護認定等の調査業務、健康

相談、発達相談等の機会を通じて状況を把握している。

(2)各種相談の内容に応じ、地域ケア会議を開催し、介護者の状況把握と適切な支援につなげている。障がいに関する相談でも、必要に応じてケース会議を開催し、支援策を講じている。

(3)地域包括支援センターを中心に、在宅介護支援センターと連携している。介護以外の相談についても、担当部署で横の連携を図りながら支援を実施している。

(4)介護者の心身の回復を図ることなどを目的に、年2回、在宅介護者の集いを開催するほか、認知症の介護者に対する支援として、認知症カフェの運営に係る費用の一部を助成している。今後も、介護者を社会全体で支え、少しでも介護者の負担が軽減されるよう、関係機関と連携を図り、支援するための施策に引き続き取り組む。





板垣 良輔 議員
(日本共産党
幕別町議員団)



改定入国管理法が4月1日から施行される。全国では、146万人の外国人労働者が登録され、道内には約2万人、その半数が、途上国への技術移転を目的とした技能実習生である。

国籍に関わらず、雇用契約に基づいて技術の習得や生活が保障され、仕事に従事するはずが、最低賃金が支払われなかったり、暴力を振るわれる例もあるなど、技術習得とは程遠い告発もある。全国で失踪者が多数出ていることに対し、改善策のないままでの受入れ拡大は、さらなる人権侵害を助長することにつながる。

本町でも外国人技能実習生が活躍していることから、実態と支援の取組について伺う。

(1)外国人労働者の受入れ事業所数と労働者数、技能実習生の人数と職種別の人数は。

(2)健康保険や失業保険の加入状況、労働時間や福利厚生への順守は。

(3)町として語学指導や相談窓口の設置など、支援を行う考えは。

問 外国人労働者の実態把握と支援の取組を

答 町内の技能実習生は76人、国における専門的な相談窓口の情報を提供していく

町長 (1)外国人の雇用は、すべ

ての事業者には、雇入れや離職時に管轄のハローワークへの届出が義務付けられている。道労働局が公表した平成30年10月末現在の「外国人雇用状況の届出状況」では、十勝19市町村で、受入れ事業所数は370事業所、労働者数は1344人であり、市町村別内訳は公表されていない。また、本町の昨年10月末現在の在留資格別登録者106人のうち、技能実習生は76人、町が独自に聞き取り調査で把握した職種別の人数は、農業60人、製造業で16人となっている。(2)国民健康保険を除く健康保険や失業保険の加入状況は、外国人に限らず日本人の加入状況も市町村が正確に把握することは困難であるが、労働基準法や健康保険法などの労働関係法令および社会保険関係法令は、国籍を問わず、外国人にも日本人と同様に適用されるものであり、事業者の責任において、労働者の雇用管理が適切に行われているものと認識している。

なお、国では「外国人労働者の雇用の改善等に関する事業主が適切に対処するための指針」を定めるとともに、ハローワークには、専門のアドバイザーを配置している。町では、ホームページやSNSのほか、商工会等を通じて、事業者に対する情報提供に努めている。

(3)語学指導では、外国人労働者が日本社会へ対応し、日本の生活習慣や文化等を理解していく上で大切なものと認識している。実態としては、技能実習1年目の講習で、日本語や日本での一般的な生活に関する知識などを履修するほか、日常生活の中でも事業者からの指導が行われており、業務を遂行する上での問題や、日常会話における支障は特にないと話を聞いている。今後も商工会や農協との情報交換、事業所雇用実態調査などを通して、現場のニーズや課題などの把握に努める。相談窓口の開設については、国はハローワークでの相談窓口に加え、技能実習法

に基づく認可法人として「外国人技能実習機構」を新設し、技能実習生に対する相談や情報の提供、援助をはじめ、事業者等に対する指導、助言を行うとしており、町では、これらの情報を事業者に提供していきたい。

再質問 本町において、外国人労働者の失踪、賃金や暴力などの問題が起きた事例はないか。

答 各事業者に対する、聞き取り調査の中で、そういった事例はない。

